

税務課から申告のご案内

平成25年度市県民税（国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料）申告のご案内

平成25年度市県民税申告のご案内（申告会場並びに日程を含む）を、1月21日（月）の回覧文書（区長文書）で各世帯1部ずつ配布しますので、期限内の申告をお願いします。

～確定申告及び市県民税申告の準備はお早めに～

所得税及び市県民税の申告の時期になりました。本年も昨年同様に申告会場を設けて市職員が申告受付を行います。申告会場が混み合うことが予想されますので、次の事柄について事前に準備をして申告会場へお越しいただくようご協力をお願いします。

- ①年金や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・経費の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。※給与や年金等の源泉徴収票は1月31日までに送付されます。
- ②農業、営業、不動産所得などの申告には、必ず収支（収入金額と必要経費）内訳書の作成が必要となりますので、事前作成をしてください。また、その金額が確認できる書類（領収証など）も必要です。

農業の収支内訳書の記載方法については、税務窓口に手引を用意していますのでご活用ください。

- ③医療費控除を受けようとする方は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書（昨年中の支払分）を分け、集計をしてください。また、保険金等で補てんされた金額（高額療養費、出産育児一時金など）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成してください。

給与を支払った方は給与支払報告書の提出が必要です

本年も給与支払報告書の提出をしていただく時期となりました。今回提出していただく給与支払報告書は、平成25年度の市県民税の計算のもととなる大切な資料です。給与支払報告書の提出義務のある事業所及び個人事業主は、**1月31日（木）まで**に税務課に提出をお願いします。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎0978-72-1111（内線131・133）

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における資産の状況について**1月31日（木）まで**に申告しなければなりません。※所得税確定申告は別途必要です。

償却資産とは…事業をしている会社や個人が事業のために使用している土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものです。

対 象……構築物、建物附属設備、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品。※自動車税・軽自動車税の課税客体となるものは除きます。

ご不明な点や、申告書が手元にない方についてはお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 資産税係 ☎0978-72-1111（内線134・137）